

タイトル	ホッブズの母権論と父権的コモンウェルスの構造
著者	中村, 敏子; NAKAMURA, Toshiko
引用	北海学園大学法学研究, 48(1): 1-38
発行日	2012-06-30

ホッブズの母権論と父権的コモンウェルスの構造

中 村 敏 子

はじめに

ホッブズは、自然状態からの「コモンウェルス」の形成を論じたが、そこで「コモンウェルス」と表現されているものは、現在の我々が考える国家だけではなく、また、主権者と国民という支配関係だけを論じているのではない。彼は「コモンウェルス」の一類型として「獲得によるコモンウェルス」をあげ、そこでの支配関係として、親子という関係と主人と奴隷の関係をも考察しているのである。

本稿では、政治学の考察においてあまり扱われない「獲得によるコモンウェルス」についてのホッブズの議論を、主として分析する。なぜなら、フェミニストによるホッブズに関する議論においてしばしば注目されるように、彼は

自然状態において母権が存在するといひながら、最終的には女性を排除した形で「コモンウェルス」の形成を論じたと考えられているからである。また、その過程で彼の議論から女性が消えてしまうことも指摘されている。^①そもそも彼は、それまで誰も言ったことのない議論として女性が母権をもつと提示したのだが、どのように母権が存在すると論じたのであろうか。そして、なぜ母権をもっていた女性が、彼の「コモンウェルス」においては存在しなくなってしまうのであろうか。こうした問題を考察することは、彼の議論に始まる社会契約によつて成立したとされる近代国家において、女性がどのような地位をもったのかを解明するのに役立つだろう。そしてそれは、彼の「コモンウェルス」の性質を理解することにもつながるのである。

ホブズは、「コモンウェルス」を考察する主要な著作として、『法学大綱』・『市民論』・『リヴァイアサン』を著しているが、「獲得によるコモンウェルス」や女性についての議論は、これら相互においてかなり異なっている。本稿では、この三つの著作のうち男女の関係や「父権的支配」について具体的に詳しく考察されている『法学大綱』を中心に、彼の議論の内容を考察していきたい。^②

一、自然状態から「コモンウェルス」へ

人々は自己の生存に関する不安定さを抱えていた自然状態から、自己の生命を守るために「コモンウェルス」という状態に入っていく。それは、ひとりであるよりも多数でいた方が安全が確保しやすいからである。しかし集団を作ったとしても、人々が単一の意志のもとに行動しなければ、そのような安全は確保されない。それは、すべての人が自分の意志をひとりの人または一つの集団に従わせることにより達成される。この集団を「ユニオン (UNION)」とい

う。こうしてできた「ユニオン」を、「コモンウェルス」または「シヴィル ソサイアティ (civil society)」、また「人工的人格 (civil person)」と呼ぶのである。そして、すべての「コモンウェルス」において、皆の意志を従わせる意志を持つ人は、「主権権力 (SOVEREIGN POWER)」または「支配権力 (DOMINION)」をもっているといわれる。「コモンウェルス」では、人々は「自分たちの力と強さを、ひとりの人間または人間の集まりに与え、彼らの意志のすべてを、…ひとつの意志へと限定する。」(『リヴァイアサン』一二〇頁)

すなわちホッブズの構想した「コモンウェルス」の形成とは、人々が自己の生命の維持を目的として、合意により、自分の意志に基づく判断を放棄してひとつの意志のもとに結合し、共通の平和と防衛のために彼らの強さと資源を使おうと、永続的な関係を作ることだったのである。そのような支配関係に入ることによってこそ、人々は自己の生命を保持できるだけでなく、「自分たちの努力によって、また地上の実りによって、自分たちを養い、満足して生きることができるのである。」(『リヴァイアサン』一二〇頁)

それでは「コモンウェルス」における支配関係は、どのように成立し得るのか。ホッブズは、合意も従属もない自然状態において、「人が他の人格 (person of another) に対して、どのように支配の権利 (property or dominion) を獲得するか」を明らかにすることが必要であると述べる。(『法学大綱』一二六頁、『市民論』一〇二頁も同様) そのような支配が成立するのは、三つの方法においてだけであるという。ここから「コモンウェルス」の成立が論じられる。

ある人が他の人格に対する支配を持ち得る一つめの場合は、平和と相互の防衛のために、相互の合意により、ある人またはある集合体に従うことを決意する場合である。これは人間相互に対する恐怖からおこなわれるもので、これにより主権者の臣民に対する支配が生じる。これが『リヴァイアサン』において「設立によるコモンウェルス (Common-

wealth by Institution)」と呼ばれるものである。（『法学大綱』では単に「コモンウェルス (commonwealth)」、『市民論』英語版では「意図によるコモンウェルス (commonwealth by design)」または「政治的コモンウェルス (political commonwealth)」と呼ばれる。）二つめは、強制により自分自身を放棄すること。すなわち戦争に敗北した者が勝者の支配下に入るという場合である。これは主人と奴隷という「専制的支配」を生じさせる。そして第三が、生殖によって生まれた人間に対する支配権を獲得する場合である。すなわち親が子供に対して持つ支配権で、これは「父権的支配」と呼ばれる。このふたつの支配は、「自然的な力や強さ」にその始まりを持ち、支配者となる相手に対する恐怖から相手に従う場合である。『リヴァイアサン』においては、これにより「獲得によるコモンウェルス (Common-wealth by Acquisition)」が構成されるとされている。（『法学大綱』では単に「政治体 (bodies politic)」または「獲得による政治体 (body politic by acquisition)」、『市民論』では「自然的なコモンウェルス (natural commonwealth)」とも呼ばれる。）（『法学大綱』一〇八頁、一二六頁、『市民論』七四頁、一〇二頁、『リヴァイアサン』一二二頁、一三九頁）この「父権的支配」と呼ばれる支配関係の成立において、自然状態において女性が持つとされた母権が奪われてしまうのだが、ホッブズは、それがどのように行なわれると論じているのであろうか。次にその過程を詳しく見ていきたい。

二、母権の起源

(1) 自然状態における男性と女性

親が子供に対してもつ支配権を「父権的支配」というのであれば、そもそも親子関係が生じる前提となる男女の関

係の発生を、ホッブズはどのように論じていたのか。拙稿「『エデンの楽園』と『リヴァイアサン』」⁽³⁾で論じたように、ホッブズの議論は、人間社会に対する神の影響力を排除しようとするものであった。神を排除して人間社会を考察しようというホッブズが、自然状態において、まず男性と女性がどのように存在すると考えたのであろうか。

『法学大綱』においては、「昔と同じように人が合意も従属もなく、いきなり男と女に創られて、自然状態にいますき」^(126頁)と述べられる。また、『市民論』では、「もう一度自然状態に戻って、人間が地中から茸のように現われ、相互に何の義務も持たないで成長したかのような状態であるとしよう」^(102頁)と書かれている。すなわちホッブズは、そもそもこの世に男と女という人間が存在することに関して、神との関わりなしに説明しようとしている。人間が「茸のように」生じることについては、多くの批判がなされてきた。⁽⁵⁾しかし、そもそも人間の男女がこの世にどのように存在することになったのかについて、聖書にもとづかず科学的に説明することは、当時は不可能であった。⁽⁶⁾それゆえ男女の発生に関する説明が、このような奇妙とも思える記述になったのであろう。『リヴァイアサン』においては、そもそも自然状態における男女の誕生に関する記述が存在しない。

このような男と女が自然状態で「個人」として対峙するとき、すべての大人は、「自然の本性上」相互に対等な関係にあると考えられている。そして、男女間の「自然的な力の不平等性は非常に小さい」とも述べられる。『市民論』一〇八頁）また、『リヴァイアサン』においても、「自然は」人間を心身の能力において平等に創っており、男女の間においても、「強さや深慮において」決定的な違いはないと述べられている。^(139頁)それゆえ「性」の区別が問題にならない「個人」としての男女は、自然状態において相互に平等なのであって、「万人の万人に対する闘争」を繰り広げると考えられる。

しかしホッブズは、それとは別に、自然状態において、男女が「性的存在」として相互に惹きつけられる「自然の

性向」をもつとも述べる。（『リヴァイアサン』一四〇頁）すなわち彼は、男女の〈性〉が問題となるとき、男女の間には敵対的な関係とは別の、惹きあう関係が成立するというのである。ホップズは、『法学大綱』において、人間の喜びや苦痛について論ずる中で、次のように述べている。「人間には、肉体の感覚器官に影響を与えるような楽しみの種類がある。それを私は「肉感的な（SENSUAL）」と呼ぶ。その中で最も大きなものは、自分たちの種を続けるために促されるものであり、続いては、人が自分の個人的な人格を保存するために、食べるよう促されることである。」（四五頁）このようにホップズは、拙稿「エデンの楽園」と「リヴァイアサン」で述べたように、キリスト教において徹底して抑圧された肉体に関するふたつの欲、すなわち性欲と食欲を喜びとして解放したのである。また、アウグスティヌスにおいて大きな問題であった「欲情」についても、次のように肯定的に述べていた。

「人々が「欲情」とよぶ欲望、そしてそこから生じる成果は、肉感的な楽しみである。しかし、ただそれだけではない。その中にまた精神的な楽しみもあるのだ。なぜならそれは、人を喜ばせ、またそれにより楽しむというふたつの欲望からなっているからである。他の人を喜ばせることにおいて人が感じる喜びは肉感的なものではなく、精神的な楽しみまたは喜びである。それは、自分が人を喜ばせる大いなる力をもつと想像できることからなっている。しかし、「欲情」という名は、それを非難するときに使われる。そうでなければ、一般的な言葉である愛という語で呼ばれる。なぜならその情熱は、異性間の無限の欲望とまったく同じものであり、飢えと同じくらい自然なものなのであるから。」（『法学大綱』五五頁）

すなわちホップズは、個人の生命の保持と並んで、男女の〈性〉を介した関係が、種を続けるためのものとして重要であると考えてもいたのである。先にあげた支配の三類型に男女関係が含まれていないことから示唆されるように、男女の関係は、自己の生命を保持するために形成され、他の人格を支配するという抑圧の関係により構成される

「コモンウェルス」とは異なる関係として考えられていたと解釈するべきだろう。そこで成立する性関係は、教会の神の言葉や国家法による縛りがないため、一時的なものとなる。しかし、その結果として子供が生まれることが、「コモンウェルス」の成立につながるのである。この一連の過程において母権から父権への転換が行なわれるのであるが、そのためにホップズは、大変細かい概念の検討を行なっている。それはどのように行なわれるのであろうか。

(2) 原初的権力としての母権

(a) 胎児に対する権力の根拠

親の子供に対する支配権がどのように発生するのか。そして、それは男女関係の成立とどのように関連するのか。男女関係が成立して後の、子の受胎の段階から出生後にわたる親子間の権力の内容についてのホップズの記述をみると、彼がその概念を非常に詳細に、事実在即して考えていたことが読み取れる。まず、子供の発生に関してどのように論じられているのか。

ホップズは、子供の発生は「男性と女性の共通の生殖に由来する」と述べる。『法学大綱』一三〇頁）つまり「産み出すことは、男性と女性という二人の人間の協同を必要とするのである。」（『市民論』一〇八頁）^①ホップズが子供の発生に関してこのように男性と女性の協同を述べたことは、当時の議論においては画期的なことであった。すなわち当時は、子供の発生に関して男性が主要な行為者であるという主張が主流だったからである。それに対しホップズは、子供の発生に男女が関わるということを述べて、子供に対する権力は男女ともに帰属し得ると論じた。

しかし、男女の協同行なわれるのは子供の「発生」に関してのみであり、その後子供は母の胎内で成長する。そ

の間自然状態における男性は、一時的な関係をもった女性との間に自分の子が「発生」したという事実を知らない。自然状態においては、その女性との間に永続的な関係が成立しないからである。子供は、女性の肉体の一部である子宮の中で生きている。女性は「自分自身の体に対する権利をもつ」ので、その肉体の一部である子に対する権利をも同時に持つ。それゆえ、子供は母の支配下にあるということになる。（『法学大綱』一三〇頁）それゆえ、子供が生まれる瞬間まで、母は自然的な生物としての事実上のつながりにおいて、子に対する支配権を持つ。

(b) 母権の内容の変質

しかしホッブズの議論においては、母の胎内から出てしまうと子供は別の人格となり、このことによって母権の内容が変質する。子供がいったん生まれてしまうと、「子供への支配の資格は、「産み出す」ことからではなく、それを保護することから生じる。」（『法学大綱』一三〇頁）「新生児は誰よりも母の権力下にあり、彼女が彼を育てるか又は放棄するかは、彼女の判断と権限によりできるのである。」（『市民論』一〇八頁）すなわち生まれた子供は、母によって乳を与えられなければ生存できない。その生命の維持は完全に母の判断に委ねられているのである。このとき母は子供の生命を事実上その手に握っている。すなわち権力を持つということになる。「自然状態において、（相手が）抵抗できないような力をもっているということは、権利（をもつということ）なのである。」（『法学大綱』八一頁）

すなわち、基本的には男女共に子供の発生に関わっていたので、「産み出すことは、父と母共に支配の資格を与え」（『法学大綱』一三〇頁）「子供に対する支配権は、両者に対等に属すべき」（『リヴァイヤサン』一三九頁）であるが、自然状態において、父が生まれたばかりの子供に対して支配権を主張することはできない。なぜなら彼は子の母と持続的な関係をもっていないので、誰が子の父であるかについては、「母が指し示す以外」知る方法がないからである。

『市民論』一〇八頁、『リヴァイアサン』一三九頁）それゆえ子は母に属し、「原初的な支配権は母のものである」（『市民論』一〇八頁）ということになる。「他の動物と同様、人間においても子孫は子宮と共にある」のだ。（『市民論』一〇九頁）この支配権は、現実には子供の生命を左右できることによる事実上の支配権である。

ホップズは、このように出生した新生児に対して母が持つ当初の事実上の支配権には、一つの条件が付されていると論ずる。それは、子供が成長して母と闘争できるようになったとしても、母に従い敵にはならないという点について、子供が約束することである。育てた子どもが大きくなって権力を奪われるなら、母は育てるより遺棄する方が賢明であろうとホップズは述べる。（『法学大綱』一三一頁）子どもが従属を約束することにより「自然状態においては、出産したすべての女性、母ともなり、また主人（*Domina*）ともなる」（『市民論』一〇八頁）のである。

こうして母が原初的に子どもに対して持つ母権の性質は、子が生まれる過程において大きな変化を遂げることになる。生まれるまでの母権は、母が子を自分の体内で育てるといふ生物学的つながりがあり、その一体性によって、子に対する支配権も母の自分の体に対する支配権に含まれるといふことをその根拠としていた。しかし生まれた後の母権は、子供の生命を保護するといふことが根拠となっている。しかもその生命を保護する母権も、現実には生きられるよう乳を与えるという段階と、それ以後の服従という段階に分けて考えられている。母は、自分が現実には子供の生命を左右できる権力を持つ間に、将来への従属を確保する。それゆえホップズの親子関係においては、乳飲み子の間に子を育てるかどうかといふこと、そしてそれによる「子に対する支配権」をもつといふことは、母の意志にかかっている。その間に子供は、母の支配下にとどまるということ、どのような形で示されたのであれ合意するのである。

「もし彼女が養育すれば、子はその命を母に負っている。それゆえ母に従う義務がある。」（『リヴァイアサン』一四〇頁）それが、ホップズが、自然状態においては、出産したすべての女性は母となるだけでなく、「また主人（*Domina*）

ともなる」と述べたことの意味である。彼は、母への義務と主人への義務の意味を解説して次のように述べている。母への義務は「世話をしてくれたこと」に対してであり、主人への義務は「命を救ってくれたこと」に対してである。『市民論』一〇九頁注）このように、はじめは母と共同体であった子どもは、出生し成長するにつれ自立していくのだが、その過程において母の持つ権力は、自分の身体の一部であることによる支配権から、生命を維持するために世話をするという事実上の支配権へ、そして、将来にわたる従属を確保するための言説を介した合意に基づく支配権へと変わるのである。そもそもホップズは、人間同士の間には権力による支配関係が生ずるのは、人間が「生きる」ためであると論じた。ホップズが「コモンウェルス」の成立について論じたのも、すべて「生きる」ことすなわち自己保存をめざしたものであったのである。親子という支配関係もその一つであるから、その原初的な形である母の権力も、子供の生命を保持するためであるのは当然であろう。生まれた後の子供に対する権力についてのホップズのこうした議論は、通常の我々の想定する親子関係すなわち生物として親であることや、血のつながりがあるというような事実とはまったく異なる根拠において論じられていることに注意する必要がある。

また注目すべきは、ホップズが基本的に自然状態において人間関係は永続的なものとならないと前提し、男女の関係も婚姻法がないので一時的なものにしかすぎないと論じていたにもかかわらず、母子関係が生ずることによって、一定の持続的な関係が生ずると考えていることであろう。母子の関係は一時的なものではなく、母が子どもの生命を保護することから始まり、子どもの合意による持続的な支配関係の成立につながると論じられているのである。この持続性の問題はホップズの「コモンウェルス」における重要な論点である。

三、母権の移譲

(1) 結婚関係の意味

こうして、女性が生物としての〈母〉として事実上子に対する支配権を持つことになるのは、子が生まれるまでと、その後の直接的な世話が必要とする時期においてのみであった。その後は、子どもの言説化された合意に基づき「主人」として母権を持つ。そうであれば、自然状態においては、これ以後この母権は、個人としての女性と、彼女と対等な個人である父をも含めた他の個人たちとの抗争を通じて守られる、もしくは奪取されるはずである。もちろん、男女が〈個人〉として対峙する場合はそのようになるだろう。(たとえば『市民論』一〇八頁のアマゾン族の例)しかし前述したように、ホッブズは、男女がそれぞれの持つ〈性〉を媒介として作り上げる関係は、このような支配関係とは異なる関係であると考えていた。彼は、そもその男女関係の成立の契機を「両性の相互に対する…自然の性向」(『リヴァイヤサン』一四〇頁)の存在に求めているからである。〈個人〉としての男女は、自然状態において互いに敵対するが、〈性的存在〉としては惹かれあう。

もし女性が〈個人〉として自然状態における闘争の状態にいるときには、その母権は他の権力と同様に移動する。これに関しては、『市民論』における母権の移動の説明で、次のように論ぜられる。母が〈個人〉として生きるとき、母権の移動は次の三つの場合に起こる。第一は母が子供を遺棄する場合である。これは母が自ら母権を放棄し、支配者であることをやめってしまう場合である。第二は、母が征服される場合である。この場合には母が奴隷になるので、当然母の支配下にある子供も主人の支配下に入る。第三は、母がコモンウェルスの市民である場合である。この場合も子供は母に従って、主権者が支配する。(一〇九頁)すなわち、母が父を含めた他の人間の奴隷になったり臣民になっ

たりする場合は、当然主人や主権者である父または他の人が子供に対する支配権を持つ。

しかし、男女が性的存在として関係を結ぶときには、母の持つ母権が父の手にわたる場合、父がそれを奪い取るという形にはならない。ホッブズによれば、それはすべて信約(covenant)(信約の意味については後述)によると論じられる。ホッブズは、『法学大綱』において、母権がどのようにして子の父に移譲されるのかを詳しく論じている。それは、女性と男性が、自然状態においても「服従をもたらさない」ある種の持続的な関係を信約によって作ろうとすることによって展開する。(『法学大綱』一三二頁)このなかで、夫婦という関係を作る信約が論じられる。男女が「愛」もしくは「欲情」により惹かれ合ったあと持続的な関係をつくる場合、次のような形態があり得る。

ホッブズはまず、そのような男女間に服従をもたらさない信約には、一時的なものと生涯にわたるものがあると論ずる。彼は生涯にわたるものについてはまったく論じないが、一時的なものについては、詳しく場合分けをして論じている。まず、男女が性交だけをするという信約がある。この場合は、男女はともに生活せず、ときどき会って性関係を結ぶという信約をするということであろう。つまり持続的な関係はあるが共同生活はしないということである。

この場合には、母が持つ子への支配権は常に信約なしには移譲されない。もうひとつの一時的信約は、共棲をするという信約である。その中でも、ベッドを共にするだけの共同生活をするという信約と、すべてのものを共同にするという信約がある。ベッドだけの共同生活においては、女性は「妾」とよばれるとホッブズはいう。この場合も、母権は信約によらなければ移譲されない。以上の場合において子が生まれたとしても、女性は子への支配権を持ちつつ、男性とは別の独自の個人として生きている。たとえ事実上一緒に生活しても、彼とは一時的に肉体を分け合うだけということなのである。

後者のすべての物を共同にするという共同生活の信約、これが女性にとっては問題となる。ホッブズは、「もし共棲

の信約がすべての物を共同にするという生活のためであるなら、彼らのうちのひとりが、彼らに共通の物のすべてを管理 (govern) し、処分することが必要である。それなしには共同生活 (society) は持続しえない。それゆえ、大体は女性が統治 (government) を男性に移譲し、その男性が、たいていは子供に対する支配 (dominion) とその権利をも持つのである」(『法学大綱』一二二頁) と論ずる。このような共同生活が成立したとき、男性は「夫」、女性は「妻」と呼ばれる。すなわち、通常婚姻と呼ばれる関係の成立である。

『法学大綱』におけるホッブズの議論でいわれる「妾」や「夫・妻」という呼び名およびそのように呼ばれる事実上の生活状態は、現代の我々の社会においては、国家の法による正統化手続きを経ているか否かにより分けられる。しかしホッブズは、これを自然状態において信約でつくり、共同性の違いにより分けると論じているのである。すなわち、現代においては法により国家が正統化する手続きを、当事者同士の信約によりおこない、権利義務関係を定めるということであろう。⁽⁹⁾

(2) 「共同する」ことの意味

こうしてみると、女性は男性と信約により「服従関係のない共同生活」に入り、すべての物を共有し共同生活を行なうなかで、共有物の管理を男性に任せることにより、いつのまにか、物の所有権だけでなく子供に対する母権をも失うことになるのである。このからくりは、『市民論』における記述を読むとさらに明らかにになる。先ほど述べた女性が個人として生きる場合の母権の移動に関する三つの場合の説明に続けて、ホッブズは、〈性〉を介した男女の関係における母権の移動について次のように説明する。「自然状態において、もし男性と女性がどちらも相手の権力に従わな

いというパートナーシップの状態に入ったのなら、彼らの子供は、他のやり方の合意がなされていなければ、母に属する。女性アマゾン族のように、…自分の権利を合意によつて好きなように処分できるのである」。しかし、「一般に、もし男性と女性の関係が、一方が他方の権力に従うような結合関係(union)なら、子供は権力を持つパートナーに属する。」(『市民論』一〇九頁)すなわち重要なのは、男性と女性の関係が「パートナーシップ」にとどまるか、「ユニオン」と呼べるような堅い結合関係なのかという点である。単なる「パートナーシップ」であれば、女性は男性と共に自分の人格を失わず、自分に関わる物のすべての所有権と子供に対する支配権を持ち続けるが、女性と男性が一体となり、すべての物を共同にする(これはまさにcommon wealthである！ここには男女相互の肉体も含まれるだろう)ような結合関係すなわち「ユニオン」になると、どちらか一方が支配権を持つことが必要となり、通常はそれが男性のものであるとされて、そこで生じた子供も、またもともと母の支配下にあつた子供も、父の支配下にあるとされてしまう。このようにして、母権から父権への転換が行なわれるのである。

この「ユニオン」という概念は、「リヴァイアサン」をはじめとして、ホッブズの「コモンウェルス」を考えるときの重要概念である。そもそも彼が「コモンウェルス」の成立に関して論じたのは、多くの人の意見や意志を一つのものとして、秩序を作るためであつた。そして「リヴァイアサン」におけるそのような一体性を彼は、「単なる合意や調和以上のものであつて、それらすべての真の結合(reaII Unite)」と表現したのである。(『リヴァイアサン』二〇頁)すなわち、ホッブズは、集団において秩序を作るためには、ひとりの人または集合体に決定権を集中し、他の意志の存在を許さないような形で強固な結合関係を作ることが必要だと考えた。そのような考え方からいえば、男女の共同関係も同様のことがいえるわけで、もし完全な共同を実現するのであれば、それは「パートナーシップ」ではなく「ユニオン」でなければならなかつたのである。そのうえで男性が統治の権利を持てば、女性が男性の支配下に入り、母

権が個別の信約によらず自動的に父に移譲される構造が作られる。

この場合、ホッブズのいう「共同の関係」の意味には注意が必要である。ここでいわれている「共同」とは、単に男女が事実として共に生活するというのではない。ここでのポイントは事実的な状態にあるのではなく、権利関係として「共同する」ということである。すなわち男女共が自由に処分するへ権利を持つという意味なのである。この場合、男女関係は支配関係だとは考えられなかったので、この婚姻による共同関係は「コモンウェルス」として考えられてはいない⁽¹⁰⁾。さらにホッブズは『法学大綱』における議論で、この共同生活においては通常男性が共有物についての処分権を持つとしながら、女性を持つこともあり得ると、常に留保を付けている。すなわち彼の議論においては、常に選択肢が開かれていることになる。このように、処分権に関して選択肢を示したホッブズの議論は、いわば「ジェンダーフリー」であるといえないこともない。しかし、その議論についての『法学大綱』の目次は、「夫と妻の子どもは父の権力下にあるということについて」となっている。それゆえ彼の主眼は、夫が権力をもつという点にあるということになるだろう。ホッブズの議論は、結局は父権的な「コモンウェルス」の成立を論じる方向に向かっているのである。

四、「獲得によるコモンウェルス」

(1) 父権の性質

上に考察してきた「父権」の成立過程から、「父権」に関して読み取れる重要な点がある。それは、男性が子供に対して支配権を獲得できるのは常に子の母を介してであり、また、信約すなわち〈言葉〉により移譲を約束されること

によってのみだということである。そもそもホッブズは、子どもの発生に関して、男女双方によるものだととして、生殖に基づく男性ひとりの権力を否定した。自然状態における親子関係の発生に関して、男性は生命を産み出すという一瞬の行為においてだけ関わりを持つが、そのあと子どもは母の支配下において育つ。しかし母の権力もその性質を変える。子宮の中にいるときは母は生物体として自分の体に対すると同様の支配権をもっているが、乳飲み子のときは子どもの生命を左右する事実上の権力となり、その間に母は将来にわたる従属を確保するために、子どもの同意を獲得するのである。すなわち、子どもに対する母の支配は最終的に事実的支配ではなく、言説による支配に転換した。子どもがなぜ「合意」できるのかについても、批判の対象となっている¹¹。しかし、ホッブズの議論において、母に対する子どもによる〈言葉〉を介した「合意」という手続きがなければ、「父権」は成立しない。なぜならそれ以前の母権は、事実上子どもの生命を左右する支配だったからである。その権力は、その状態をやめればその時点で終わり、将来にわたる支配を確保しない。それゆえ他の人間に移譲することもできない。それゆえホッブズが「父権」の成立を論ずるためには、一度母の支配を言説による支配へと転換する必要があったのである。このことによって、初めて母の持つ権力が父に移譲できることになる。ホッブズは『法学大綱』において、親の子供に対する権力については、原初的な権力の保持者が子に対してどのような権利をもつかという点と、そこからどのように父や他の人は母から権力を進呈されるかを考慮しなければならないと論じている。『法学大綱』一三〇頁「母は原初的に子の主人(Mistress)であり、父または他の人は、彼女から派生した権利により、子供の主人(Master)となる。」(『市民論』一一〇頁)結局父の支配は、「主人」としての支配なのである。

こうして、「父権」の成立には、子どもの成長過程を前提とした母権の性質の変化が前提とされていた。すなわち、時間の経過が重要となるのである。〈言葉〉の問題と並んでこの時間軸の問題も、ホッブズの「コモンウェルス」を考

察するときの重要な要素である。ホッブズは『リヴァイアサン』のなかで、自然状態において共通権力が無いときは戦争の状態となるということを論じたあと、次のように述べている。「戦争 (WARRE) というのは、単なる戦闘 (Battle) もしくは戦う行為からなるのではない。そうではなく、戦闘によって争うという意志が十分明らかな期間のことなのである。それゆえ、戦争の性質においては、「時間」という概念が考えられるべきである。」(八八頁) 彼は続けて、完全な平和の保障がないときは人々の生が不安定であるために、人間の生み出すさまざまな素晴らしい成果が実を結ばない。「最悪なのは、絶え間ない恐怖と暴力的な死の危険性があることだ。そして人間の生は、孤独で貧しく、悲惨で粗野で、そして短い」(八九頁)と述べる。このような惨めな生を回避し、永続的な平和のうえに、人間としての素晴らしい生を生きて、人間活動の成果を生んでいくために「コモンウェルス」は必要だった。「コモンウェルス」は、人間の持続的な生を保障する。

(2) 「獲得 (Acquisition)」および「コモンウェルス」の意味

以上のように男女が完全な「ユニオン」として夫と妻という関係を作り、そこでの権利を男性がもつことで、「父権的支配」が成立する。しかし、なぜホッブズは、「父権的支配」と主人の奴隷に対する「専制的支配」とをあわせて「獲得によるコモンウェルス (Common-wealth by Acquisition)」と呼んだのであろうか。ホッブズは、「獲得によるコモンウェルス」(または「自然的なコモンウェルス」)は「自然的な力や強さ」によって獲得されたものであると述べる。『市民論』一〇二頁)そもそも「」に使用される「獲得」を意味する 'Acquire' という英語は、Oxford English Dictionaryによれば、'to gain, or get as one's own (by one's exertions or qualities)' という意味をもっていると思われる。

すなわち、「もともと自分のものとしてもつ資質によつて、何かを自分の所有にしようこと」という意味なのである。ホッブズは、『市民論』において、このようなコモンウェルスは「自然的な力がその始まりにある」（七四頁）と述べて、『リヴァイアサン』においても、そこにおける主権権力は「力（Force）」により獲得されると述べている。（一三八頁）すなわち、自分のもつ有無をいわずに力により相手に対する支配を「獲得する」ということなのである。彼の議論において、「専制的支配」は、肉体の強さによつて戦闘において勝利することにより、相手を捕虜として従属させることに始まる。また「父権的支配」の出発点は、そもそも母が（母として）乳を与えることにより、子どもの生命を握っているということにあった。両方とも「自然」の与えた属性により、現実には相手の生命を左右する「力」をもち、それにより相手に対する支配を「獲得する」。それゆえホッブズは、「獲得によるコモンウェルス」を「自然的なコモンウェルス」とも呼んだのであろう。

しかしそのような支配は、とても際どいものである。なぜなら、捕虜に対する支配においては、常に相手を拘束し見張っていないければ相手の従属は確保されない。捕虜は、すきあらば逃亡を企てるであらう。子どもに対する支配は、乳飲み子でなくなれば母に従わなくても生きていけるようになるので、子どもにとって必要なものとなる。このように、自然の属性に基づく力によつて現実には獲得する支配は、（今）現に支配が成立しているだけで、将来にわたる持続的な支配を保障しない。支配を持続させるには、絶えざる（今）が必要となる。

そこでホッブズは、こうした支配を獲得した人々は、（今）の支配が成立しているうちに、将来にわたる持続的な支配を確保し、現に従属している人が将来敵とならないようにしようと考えるというのである。（『法学大綱』八〇～八一頁）それはどのように可能かといえば、従属している人が「信約」により将来にわたる従属を約束することによる。「信約（covenant）」とは、すぐに履行されず、将来履行するという契約なのだが、その場合、「信約」を行なう相手に

対する「信頼 (trust)」が必要であるとホッブズは述べる。そして、この「信約」を将来にわたって履行するのは、それを結んだ人の義務であるという。『法学大綱』八四頁) この約束をすることで、捕虜は奴隷として主人に将来にわたっても仕えるものと信頼され、現実の拘束を解いてもらうことができる。自由にしても逃亡せず、一生勝者の意向に従うという意志を「明確に表現された言葉または他の十分な印」によって約束し、それを信じてもらったからである。「それゆえ征服された者に対する支配の権利は、勝利により与えられるのではなく、彼自身の信約による。」(『リヴァイアサン』一四一頁、『法学大綱』一二六―一二七頁、『市民論』一〇三―一〇四頁も同様) すなわち信約により、現実の支配が言語によって保障された権利へと変換する。子どもに対する支配も、前述したように、母が現に子どもを生命を握っている間に、子どもが母に従属することを「合意」したということになる。

このように「獲得によるコモンウェルス」が成立する。すなわち「獲得によるコモンウェルス」は、自然の属性によりもつ現実の力により「獲得された」事実的な支配を、言説による信約に基づく支配に変えることにより成立する。それゆえ『市民論』では「獲得によるコモンウェルス」の始まりは「自然的な力にある」(七四頁)といわれるのである。そして信約をすることによって、「コモンウェルス」における将来にもわたる支配の持続性を確保することができるのである。そこでの主権は、「コモンウェルス」のメンバーがもっていた力や強さを「信約」によって移譲したことにより成立する。しかし、ホッブズはこの時、実際の力や強さを移譲することはできないので、これは、移譲した相手に対する抵抗権を放棄するということを約束する意味であると述べる。『法学大綱』一〇七頁) それゆえ子どもが明言しなくても、乳飲み子でなくなった後も母に抵抗せず従っていれば、従属に合意したことになろう。そしてこの言説による支配こそ、「父権的支配」が成立するための鍵なのである。

(3) 「獲得によるコモンウェルス」と「設立によるコモンウェルス」

ホッブズは、このように成立する「獲得によるコモンウェルス」のほかに、「設立によるコモンウェルス (Commonwealth by Institution)」を論じる。『市民論』の英語訳によれば、両者は「自然的コモンウェルス (natural commonwealth)」と「意図によるコモンウェルス (commonwealth by design)」(もしくは「政治的コモンウェルス (political commonwealth)」) (フレン語では 'civitas naturalis' と 'civitas instituta') (『市民論』一〇二頁) と呼ばれ、その違いは次のように説明されている。前者は相手に対する恐怖から、恐怖する相手に対して服従する。戦争で負けた者が、殺されるのを避けるためにこのようにする。それゆえこれは、「自然の力にその始まりを持ち、コモンウェルスの自然的な起源といえるものである。」これに対して「意図によるコモンウェルス」は、まだ敗北していない者が敗北を避けるために、保護を求めて信頼できる人に服従する。これは、結合する人々の「決意と意図」から生ずる。それゆえその起源は、人々の「意図」である。前者は、支配者が自分の意志により市民を獲得し、後者は、市民たちが自分たちの決心により支配者を戴く。(七四頁)

このように説明された違いによると、二つの「コモンウェルス」は、ある意味正反対の構成のように思える。しかし、成立したときには、二つの「コモンウェルス」は同様の内容を持つものとして存在することになる。ホッブズは『リヴァイアサン』において、両者の違いは恐怖する相手の違いだけであるとして、両者をほとんど同様に扱っている。それはどのような意味か。

これまで考察した「獲得によるコモンウェルス」の成立過程を考えてみると、まず自然的な属性によりもつている「力」により現実の支配が獲得され、それが「信約」という言説による従属に転換することで「コモンウェルス」が成

立した。それが持続的な支配を可能にしたのである。「設立によるコモンウェルス」においては、人々が、「力」をもつ「人工的人格 (Artificial person)」としての「リヴァイアサン」を設立するために「信約」する。「リヴァイアサン」は、「獲得によるコモンウェルス」において「力」を持つ「自然的人格 (Natural Person)」に対抗する概念である。(『リヴァイアサン』一一一)⁽¹³⁾ すなわち順序は逆であるが、両方の「コモンウェルス」において、「信約」と「力」により「コモンウェルス」が成立しているという構造に変わりはない。「獲得による」と「設立による」という言葉は、「コモンウェルス」の設立方法の違いなのではない。「コモンウェルス」は両方とも「信約」により成立する。両者の違いは「力」の起源、すなわち「力」をどのように調達するかにあるのである。

ホッブズは『市民論』においてふたつのコモンウェルスを論じるとき、両者の起源を比較して、「獲得によるコモンウェルス」は「自然的な力」がその始まりなので、コモンウェルスの「自然的な起源」ということができ、他方「設立によるコモンウェルス」は、信約を結ぶ人たちの「意図と決意」が起源であると述べている。(七四頁) そもそも「設立」を意味する「Institution」という語は、OEDによれば、「意図をもって何かをたてる、命ずる」という意味がある。ラテン語においても同様である。すなわち、ホッブズが「獲得による」と「設立による」という語で表現したのは、人間がもともと「自然に与えられた」属性による「力」によって支配を「獲得」するのか、「人間の意図」によりあらたに「力」を創設するのかの違いなのである。それゆえ『市民論』英語版において、ラテン語の「civitas institutiva」が、「commonwealth by design」と英訳されたのであろう。

この「設立によるコモンウェルス」の形成についてホッブズは、『法学大綱』において「人間の才知による、無からの創造のようなものだ」(一〇九頁)と説明する。「Institution」を日本語に訳したときの「設立する」という語は、ラテン語または英語にある「意図をもって行なう」というニュアンスをもたないため、「獲得によるコモンウェルス」が

事実上の力によってつくられ、「設立によるコモンウェルス」だけが契約によってつくられるもののように理解されやすい。しかし、『リヴァイアサン』の有名な一節にあるように、「剣なき信約は単なる言葉にすぎず、人間の安全にとって何の力にもならない」（二一七頁）とホッブズは考えていた。持続する平和のため形成される「コモンウェルス」には、どのような形であれ、またどのような経過によって存在するようになったのであれ、「信約」と「力」の両方が必要だと考えられたのであった。それがホッブズがふたつのコモンウェルスを同様に扱ったことの意味なのである。

（４）「支配権（dominion）」の意味

ホッブズの「コモンウェルス」においては、「支配権」の意味にも注意が必要である。彼の議論においては、すべてのコモンウェルスの支配は、‘Dominion’という言葉で表現されている。Oxford English Dictionaryをみると、‘Dominion’の語の意味のなかに、法律用語として‘Ownership, property, right of possession’という意味があり、この語がローマ法における‘dominium’と同じであるという説明がある。ホッブズは、『リヴァイアサン』のなかで、‘the Right of possession, is called Dominion’（二二二頁）と述べており、この文がそのまま例文としてOEDの中で使われている。それゆえ、ホッブズの支配に関する議論の中で我々が「支配」を意味する語として理解する‘Dominion’という語は、「所有する」という意味を持っているのである。また、彼は子供に対する支配権を説明する中で、‘one man cometh to have propriety in a child’（『法学大綱』一三〇頁）と述べる。この‘propriety’という語も、OEDによれば昔の使い方として、‘The fact of being owned by someone or being one’s own’というものがある。それゆえ、こども子供に対する支配は、「所有すること」として叙述されているのである。

ホッブズは『法学大綱』において、「どのような資格において、ひとりの人が、他人の人格に対する権利、すなわち、所有または支配を獲得するのか (upon what title one man may acquire right, that is to say, property or dominion, over the person of another)」(一二六頁)と述べ、また、『市民論』において、「ここで知らなければならないことも重要なことは、人々の人格に対する支配の権利が獲得される (the right of *Dominion* [*Dominium*] is acquired over men's persons) 方法である」(一二二頁)と述べる。それゆえ「*Dominion*」とは、人の肉体をも含んだ人格すべてを自由に処分できるような所有の状態なのだと解される。彼が「母権」や「父権」という言葉で表現していたのは、単にどちらの親が子供の面倒をみるかというようなことではなく、結局は、子供を完全に自分の所有物として自由に処分する権力を誰が持つかという問題だったのである。

その内容については、主人と奴隷の支配関係についての議論がわかりやすい。ホッブズは、戦争の勝利者は敗者に對して「完全な支配の権利を獲得する」と述べる。(『法学大綱』一二七頁) 主人となった者は、他の物と同じように、奴隷を「彼の物」であると言うことができる。敗者は自分の人格を引き渡したのであり、それと同時に自分に属するすべての物を引き渡したことになる。こうして、奴隷と彼に関わるすべての物は主人の財産となり、主人は彼に対する支配を、彼の意志にしたがって自由に処分することができるのである。(一二七～一二八頁、同様の議論が『市民論』一〇四頁)

ホッブズが親子の支配も奴隷と同じ「獲得によるコモンウェルス」として論じているのは、その支配を同質的だと考えていたからである。ホッブズは、支配に服する子供の状態について次のように述べている。「それゆえ子供は、父又は母もしくは誰であれ、育て保護してくれた人に対して最も絶対的に従属する。そしてその人々は、自然法によって、彼または彼女の良心において、必要だと考えるときには、子供を売ったり、養子に出したり、奉公に出したりし

て、彼等の支配を移譲する。もしくは人質に出したり、反逆を理由に殺したり、平和のための犠牲に供したりする。」（『法学大綱』一三二頁）親は子供の生命さえ、自分の意志にしたがって処分できるのである。

これは自分たちの意志により「コモンウェルス」を設立した主権者と臣民の間の支配も同様である。ホッブズは、臣民も、支配の絶対性という点では奴隷の境遇と本質的には変わらないのだと述べている。彼らは強制されて臣民になつたのではないので自分たちを自由人と呼ぶが、「コモンウェルス」を設立する人々の間における服従は、奴隷の服従と同様の絶対性を持つ。…ただ希望が多いだけである。（『法学大綱』一三二頁）そして、ラテン語では子供を意味する語として、「liberi」という言葉が使われるが、ローマにおいて子供が父の権力に服することにみられるように、他人の権力下にあるということほど嫌なことはなかったのだと述べられる。ホッブズは『市民論』において、子どもの親に対する、奴隷の主人に対する、そして市民の主権者に対する従属は同じものであるとして、並列して論じている。（一一〇頁）すなわちホッブズの論じた「コモンウェルス」における「支配（Dominion）」とは、他の人格を完全に従属させ、その者の意志による判断を完全に奪い取り、生命をも含めてすべての処分権を握ることを意味したのである。それこそが、主権として「意志が単一になる」ということなのであった。

五、父権的国家における「ファミリー」の位置

（１）「ファミリー」における父権的支配

ここまでは、コモンウェルスにおける権力による支配の成立に焦点をあわせて、ホッブズの議論をみてきた。しかし、彼の議論においては、婚姻関係において男女どちらが統治してもよいとされていたにもかかわらず、コモンウェ

ルスにおいては、父権的支配が当然のように語られていた。人間社会においては、男女の婚姻関係から子どもが生まれると家族という集団が形成され、その中で子どもが養育されていく。その外側に大きな集団としてのコモンウェルスが存在するはずである。現在の政治学においては、通常家族は生物学的つながりを基礎として作られ、愛情やケアという作用により動く集団だと考えられているため、権力作用により動く政治体とは区別され、家族が政治学の分析の対象とされることはない。しかし、「コモンウェルス」の始まりとして男女の関係から議論を開始したホッブズの議論において、家族はどのように位置付けられているのであろうか。また、前述したように、そもそも母権をもっていたはずの女性が、彼の「コモンウェルス」においては消えてしまうことがしばしば指摘されている。いったい女性はどうなってしまったのであろうか。彼の議論において、婚姻と家族そして「コモンウェルス」はどのような関係にあるのだろうか。こうした問題をみるために、ホッブズの「ファミリー」に関する議論について詳しくみることにしたい。

『法学大綱』において、「ファミリー」は次のように定義されている。「父または母もしくはその両方、そして子供、そして奴隷から構成される全体をファミリー (FAMILY) という。ここでは家族における父もしくは主人がその主権者であり、他は臣民である。」(『法学大綱』一三三頁) しかし、『市民論』および『リヴァイアサン』における定義では、母が消えてしまい、独特の定義がなされている。『市民論』では、「家族の父と子供そして奴隷が、父権的権力によってひとつの人工的な人格 (civil person) において結合する (united) と、それはファミリー (FAMILY) と呼ばれる。」(『市民論』一一二頁)とされ、『リヴァイアサン』においては、王国との比較の文脈の中で、「たとえファミリー (Family) がひとりの男性と彼の子供、またはひとりの男性と彼の奴隷、もしくはひとりの男性と彼の子供および奴隷と一緒にいるものであり、そこでは父または主人が主権者なのだが…」(二四二頁)と述べられる。

この三つの定義をみると、ホッブズの記述する「ファミリー」には、通常私たちの考える家族といくつかの大きな違いのあることがわかる。まず始めに、彼の考える「ファミリー」には奴隷も含まれているが、『法学大綱』以外では母が含まれていないこと。第二に、それは「父権的権力」により結合している「人工的人格」であること。それゆえ父は「主権者」であることである。

そして、「ファミリー」が「非常に大きく多数になり、それ自身を防衛できるようになると、そのファミリーは父系的王国 (PATRIMONIAL KINGDOM)¹⁾ もしくは獲得による王政と呼ばれる。」「(法学大綱 一三三頁)「これは力によって獲得されたということで、起源と形成の仕方が「意図された王政」とは異なるが、形成されたときには同様の性質を持ち、統治に関する同様の権利を持つので、区別して論ずる必要はない。」「(市民論 一一二頁)

すなわちホッブズの論じる「ファミリー」は、生物としてのつながりや、愛情やケアとも関係がなく、父による「父権的支配」と主人の奴隷に対する「専制的支配」からなる「獲得によるコモンウェルス」の原初的形態とされているのである。そしてそれが拡大発展することにより、「獲得による王政」としての「父系的王国」が成立する。実際、ホッブズは「ファミリーは小さなコモンウェルスである」と言明している。(『市民論』八五頁) それゆえ「ファミリー」は「コモンウェルス」と同様の構造をもつ。その違いは、権力の強さにあるだけである。(『リヴァイアサン』一四二頁) つまり「ファミリー」とは、父そして主人としての男性が、子どもや奴隷に対する権力を持ち統率している集団なのである。

自然状態において子どもに対する母権をもっていた母の姿は『市民論』以後「ファミリー」の中から消され、そこでは父の支配が当然のように語られる。この点についても、多くの批判がなされてきた。ホッブズの「ファミリー」概念の特殊性に関しては、稿を改めて古代ローマ法上の「ファミリア」との関連を論じる予定であるが、ここでは次

の点だけを指摘しておきたい。すなわち、彼が「ファミリー」について特殊な定義を行なったのは『市民論』が最初であり、それはラテン語で書かれていた。それゆえ、英語版『市民論』における「ファミリー」の定義により「家族の父」と訳した部分のラテン語は「*Pater familias*」であり、「ファミリー」は「*FAMILIA*」という語で表現されていたということである。ラテン語においてこのように表現された場合、読者は当然ローマ法上の「ファミリー」を思い浮べることになる。そして「ファミリー」は、通常我々の考える家族とはかなり異なる構造をもっていたのである。ホッブズは、特に「ファミリー」の議論においては、おそらくローマ法を念頭に議論を展開したのではないかと推測されるのである。

ここでは母権を認める議論から出発したホッブズが、最終的になぜ母権制を論じることがなかったのかという点について、ローマ法以外のいくつかの説明を考えてみたい。まずホッブズの議論における内在的な理由である。ホッブズが、人間が生きているということを念頭に人間の現実の生に関する考察をすすめる中で、彼は、男女に関わる人間関係の中で最初に生ずる支配権力は母権であると考えた。非常に論理的な彼のことであるから、当然、母が子どもの合意により獲得した言説による支配を「コモンウェルス」の設立につなげる可能性、そして男女の共同生活のなかで女性が支配し、それが「コモンウェルス」の支配へと進む可能性を考えただろう。実際彼が、女性が「コモンウェルス」をたてる可能性に気付いていたことは、何回か「アマゾン族」の支配に言及し、また、当時も女性が主権権力をもっている所があると述べていることから推測できる。（『法学大綱』一三一頁、『市民論』一〇八頁、一一〇頁、『リヴァイアサン』一四〇頁）

しかし、母子関係を基礎とした「ファミリー」において、または婚姻関係において、女性が持続的な権力を確立してしまうと、それ以後父が権力を握る可能性はなくなってしまう。強固な支配を「ファミリー」において確立した女

性が、なぜそれを手放すであろうか。女性には自分に有利な支配体制をつくり、アマゾン族のように代々女性が支配権を握ることで〈母系的王国〉が成立するであろう。父権は母権を介してしか成立しえないので、この世において「父権」を成立させるためには、母権が「獲得によるコモンウェルス」の原初的形態としての「ファミリー」において確立される可能性を排除しなければならなかったのである。父権を成立させるために、母権は一度移譲されなければならない。それを確実にするのが結婚関係の意味である。しかしそれも父権の成立を保障しない。結婚においても、どちらが管理権をもつてもよいとホッブズは論じていたからである。しかしホッブズは、「獲得によるコモンウェルス」の始まりである「ファミリー」を論ずるにあたって、必ず父が権力を持つことにした。論理的に考えると、母が権力をもつ可能性を検討すべきであったにもかかわらず、その可能性はまったく言及されておらず、そこにはホッブズが言語論において批判していた論理的な飛躍がある。おそらく彼が始めに権力の起源を「母権である」としたことは、「コモンウェルス」を論じる際に重大な障害となったのだと思われる。それゆえ彼は、論理性を無視して父権権力による「ファミリー」の成立を論じたのであろう。そして、父権的権力を指向することは、「コモンウェルス」の権力についても同様である。次にその点についてみてみよう。

(2) 父権的「コモンウェルス」の成立

上にみたような独特の定義により示される「ファミリー」における父権の確立に重要な役割をはたす結婚関係についての議論は、変遷を見せている。『法学大綱』では、自然状態において、完全に自己の意志によって男女が相互に契約を結ぶことで、「妻」と「夫」の関係が成立するという議論であったのが、『市民論』以後の議論における「婚姻」

の定義は、国家における国家法に従ったものとなっている。『市民論』では、「すべてのコモンウェルスにおいて、それらはファミリー^⑮の母達ではなく父達によってたてられた（ラテン語版では *scilicet constitutis a Patribus, non a matribus familiis*）ので、家政の権力は男性に属する。それゆえ、もしあるコモンウェルスにおいて、男性と女性が共に生活するという契約をしたなら、生まれた子どもは父に属する。そのような契約が国家法に従って結ばれたなら、それは「婚姻」と呼ばれる」（二一〇頁）とされる。『リヴァイアサン』の記述は、ひどく省略されたものとなっている。自然状態における男女の対等な闘争によってどちらにも子どもが帰属し得ることを述べたあと、すぐに確立したコモンウェルスでの話になり、婚姻関係の説明なしに、「コモンウェルスにおいては、（子どもの帰属の）議論は、国家法により決定される。そして、大体の所では、コモンウェルスはファミリーの母達ではなく父達によってたてられた（erected）ので、大体の所では、父に有利に決定される」と述べられる。（一三九―一四〇頁）このようにホップズは、『法学大綱』において行なった自然状態からの男女関係に関する根源的な考察を放棄し、『リヴァイアサン』においては、まったくそれについて論ずるのをやめてしまった。「婚姻」を父によりたてられた「コモンウェルス」における国家法に従うものにしてしまったのである。そして、国家法によれば基本的には男性が有利になるという議論に収束させた。この間に母がどうなってしまったかの説明はない。

おそらくホップズは、『市民論』において議論の焦点を転換したのだと思われる。ここでは、『法学大綱』での自然状態における生物としての根源的な現実に基づく男女関係の成立と親子関係に関する議論を削除し、コモンウェルスを中心とした意志と合意に基づく権利の移動に関する議論へと発展させた。その過程で女性に関する議論は捨象されていく。そのもっとも重要な問題点は、「設立によるコモンウェルス」についてである。

ホップズが「コモンウェルス」の類型を論じるときは、常に専制的支配と父権的支配そして主権的支配という支配

に関する三つの類型を前提として、自然状態から「獲得によるコモンウェルス」と「設立によるコモンウェルス」が並立してつくられるような形で論じている。そのとき父権的支配と専制的支配からなる「獲得によるコモンウェルス」においては、「ファミリー」で父権的支配が成立すれば、それが拡大することでそのまま「父系的王国」につながるの
で、父の支配は持続する。すなわち「コモンウェルス」は「父達によりたてられる」。しかし、「獲得によるコモンウェルス」と並んで主権的支配の成立する「設立によるコモンウェルス」を論じるといふホッブズの議論のたて方からみると、もし自然状態から直接人々が相互に信約するという形で「コモンウェルス」を設立する」なら、それは、男女の性を介した関係から生じる「獲得によるコモンウェルス」における父権的支配とは別の筋道で行なわれるはずである。論理的に考えると、その場合には男女の〈性〉にかかわらず、すべての人がひとりの〈個人〉として信約に参加することができはざであらう。しかしホッブズは、何の説明もなく「コモンウェルスが父達によりたてられた」ことにして、「コモンウェルス」一般について父権的支配を確保した。

もし「設立によるコモンウェルス」も「父達によつてたてられる」なら、「コモンウェルス」を「設立する」前に、男性が「ファミリー」の「父」としてその支配を確立している必要がある。すなわち、どちらの「コモンウェルス」も、父の支配する「ファミリー」から出発することが前提となつていふと考えるほかない。ホッブズは、支配の類型を論ずるときには両者を並列して叙述していたにもかかわらず、最終的には、自然状態からまず「獲得によるコモンウェルス」の原初的形態として父権的支配の存在する「ファミリー」が形成され、そこから「父系的王国」へ発展していくか、もしくは父達によつて「コモンウェルス」が「設立される」という国家形成の道筋を示したのであつた。

ホッブズの議論に関して、通常この「設立によるコモンウェルス」だけが注目される。なぜなら「獲得によるコモンウェルス」の原初的形態としての「ファミリー」から「父系的王国」への道筋は、歴史的に見るとあまりに当たり

前であり、一般的な家父長制の議論のように見えるからである。しかし彼は、その当たり前のように思われる父権的権力を根本にまで解体し、その起源は「母権にある」と論じるところから出発した。それと同時に彼は、「父系的王国」ではなく、「コモンウェルス」を「設立する」可能性についても論じた。この二点において、ホッブズの議論は、当時の王権の起源をめぐる論争の文脈において、たいへん重要な意味をもっていた。ホッブズが闘っていたのは、王の権力の起源を神に求める神授権説だったからである。その議論では、神がアダムの権力の起源であり、それが代々継承されるとされていた。そしてそこには、当然男性による女性への家父長制的支配の考えが含まれていたのである。キリスト教世界のなかで、ホッブズのように権力の起源が母権にあるということは、まったく検討に値しないどころか、考えられないような議論であつたろう。それゆえその後、権力の起源が母権であるという議論は注目されず、「設立によるコモンウェルス」の議論だけが取り上げられていくことになった。⁽¹⁵⁾しかし、このように母権が権力の起源であるとする彼の議論は、「設立によるコモンウェルス」という議論により作られた近代の社会契約にもとづく国家を女性の観点から批判的に検討する際に、重要な意味をもつと思われる。しかし他方で、ホッブズが、父権的国家を一貫して論じたことも押さえておくべきであろう。

全体としてみると、ホッブズが母権の議論を提出したのは神と関わりなく事実に基づいて国家の起源を論理的に考えるとそうなたただけであり、女性を特に平等に扱うという意図があつたとは思えない。彼は、論理的には男女どちらの支配でもかまわないがゆえに(詳しく見ると、やや男性支配を優先させる議論があるとはいえる)、当時の父権的支配を問題だと考えてはいなかったと思われる。彼に母権的国家を主張する意図はなかったであろう。神を起源とする議論が彼の敵であつた。⁽¹⁷⁾それゆえ多少論理に飛躍があつても、母権が発展して「コモンウェルス」となる可能性を検討することなく、ふたつの「コモンウェルス」における支配を父権的支配に収束させたのである。

このように成立した父権は、常に言説による保証を必要とした。ホッブズは、教会の教説における婚姻の「サクラメント」による男性支配の保証を、法に置き換えようとした。拙稿「エデンの楽園」と「リヴァイアサン」で述べたように、教会は聖書に基づき男性の女性に対する支配を教説として確立した上で婚姻関係を必要悪と認め、婚姻による男女の結合を聖化し、神の恩寵を保障するための「サクラメント」とした。⁽¹⁸⁾これにより婚姻関係は、神の教説どおりの家父長制的関係として固定化されたのである。ホッブズは、このような教会の教説に対し、『市民論』において次のように述べている。「結婚が（神学者の使う言葉の意味において）サクラメントかどうかは、ここでの議論の範囲外にある。私はただ、一緒に生きようとする男性と女性の間の法的契約（すなわち国家法によつて許された契約）が、それがサクラメントか否かにかかわらず、確かに法的な結婚なのだと述べる。∴誰が、いつ、どのような台意によつて結婚が行なわれたかは、コモンウェルスの法的事項なのである。」（八七頁）

この議論も女性にとつては重要である。男女の婚姻関係がサクラメントであるという教説は、教会の男性の女性に対する支配を正当化する教説を実効性あるものとするために必要だった。それに基づき教会が婚姻を取り結ぶ手続きを独占し、神による家父長制支配を存続させてきたのだから。それゆえホッブズがそれをこのように否定し、国家法のもとの婚姻手続きを主張したことは、母権の議論と並んで、教会の教説を破壊するという意味をもっていた。しかし、そのうえで彼は、国家法による男性の優位を主張したということである。

（3）「母権」概念の先駆性

以上述べたように、ホッブズの議論においては、男女の婚姻における共同生活において管理権を持つのは男女どち

らでもよいことになっていたのだから、ここで女性が統治権をもち、それを保持したままでいることができたはずである。また、「獲得によるコモンウェルス」においても、父権的な支配が成立する前に言説にもとづく母権の支配が成立していたのだから、ここから〈母系的王国〉が成立すると論じることでもできたはずである。そして、「設立によるコモンウェルス」の設立に女性が参加することも可能なはずであった。しかしホップズは、母権に基づく「コモンウェルス」の可能性について全く論じていない。その理由のひとつは、これまで述べてきた理論的必然性にあった。

ホップズが母権的コモンウェルスについて論じなかった理由のもうひとつの可能性は、そのような議論をしても、当時全く意味がないと考えたからではないか、ということである。現代の我々がホップズの議論を分析するときには、当然のように母権と父権を対比させて論ずるが、西洋において母権制という概念が認識されるようになったのは、実は一八六一年に刊行されたバハオーフェンの『母権論』が始めであるとされている。その書は、「現在の人びとが無意識に共通認識であると了解していた支配秩序が実は父権制であったのだ、ということを告知するものであったし、人類の創世記以来男性支配が続いていたという常識を覆すものであった」と解説されている。それではバハオーフェンは、『母権論』のなかで何を論じているのであろうか。

『母権論』は非常な大作である。⁽²⁰⁾バハオーフェンは、「神話伝承が歴史的に確実な事実によって検証されるならば、神話伝承は、決して荒唐無稽な空想の産物などではなく、太古の時代の真実を証言するものと認められるのである」⁽²¹⁾と述べて、多くの神話から歴史的事実をあぶりだそうとした。彼がそのような作業を行うことについて簡潔に説明したのが、『母権論序説』である。そこで彼は、自分の研究について概要を解説している。そこでの議論を見ると次のような特徴が見て取れる。

確かにバハオーフェンは、歴史の古い時代に母権制が存在したと論ずるが、それは「父権制の圧倒的勝利の前に崩

壊し²²」、最終的に父権制へと発展したと考えている。すなわち母権制の存在を提示した上で、父権制がより重要であると論じているのである。それはなぜかといえば、(フェミニストが西洋近代に関して一貫して批判してきた)女性を「自然」、男性を「精神」と結びつける考え方にたっているからである。すなわち女性は子どもを産む肉体として、自然の法則に支配されている。「女性支配は、それを自然のイメージで語るならば、子を生みなす母なるものに発し、完全に物質と自然的生命の誕生に依拠している。…女性支配は、あらゆる点で自然界の法則に従属している。…母性的時代ほど、身体という外面と肉体の不可侵性に重きをおいた時代もないし、逆に内的精神的要素を強調しなかった時代もない。」²³

それに対し、男性は精神活動による創造と結び付けられる。「父性の尊重によって、精神は自然現象から解放され、父性の勝利によって人間は物質的生活の法則を克服することができた。…人間は精神的生活によって肉体的生活を超越したのに対して、低次の生物は肉体的生活との関係にとどめられる。母性は人間の肉体的側面に属し、この側面についてだけ引き続き人間と他の被造物との共通の関係が維持されるにすぎない。精神的父性原理は人間にのみ適合する。」²⁴拙稿「エデンの楽園」と「リヴァイアサン」で論じたように、肉体に対する精神の優位は、キリスト教の教義の主要な特徴である。²⁵

驚くべきは、子どもの発生に関してホップズがあれほど否定した「男性が主要な行為者である」という言説が、バハーフエンによっても展開されていることである。母は「物質」と結びつき、「生成の場所と容器」²⁶そして「乳母」であるのに対して、父は「子を生ませ」「その性質は非物質的である」²⁷

バハーフエンの議論は、ロマン主義的言辭に彩られ、一見母を称揚しているように見えるが、最終的には精神的創造力を男性に認め、父権的勝利を寿いでいるのである。「解説」によれば、彼はバーゼルのプロテスタントであり、

キリスト教的西洋市民社会の秩序を決して否定してはならなかったということである。それゆえ彼は、母権制から父権制へ、そして父権制のローマ帝国を経て、「父権制原理をあらわすキリスト教の最終勝利」²⁸を進歩として記述したのであった。

このような議論を見たとき、ホッブズの議論がいかに先駆的であったかがわかるであろう。バハオーフェンよりも二〇〇年も前に、ホッブズは「創世記」を含めたあらゆる神話と決別し、人間の生に関する現実だけを見つめて議論を展開した。そこから、子どもに対する原初的な権利を母権であると論じたのである。ペイトマンが書いているように、西洋においては今でも母権制の存在については議論があり、その存在について真剣に検討されているわけではない²⁹。そうであれば、そもそも母が支配する「コモンウェルス」を論ずることは、当時全く現実的な有効性を欠くとホッブズが判断したとしても不思議ではない。

以上のようにホッブズは、自然状態において男女は対等であり、さらに子どもに対する最初の支配権は母権であったと論じたにもかかわらず、「コモンウェルス」においては父権支配を主張したのであった。そしてその議論の過程において、男女の関係が支配関係に転ずるのは、婚姻関係が「ユニオン」として結ばれることによるのだということを、鮮やかに示してみせた。これが西洋においては教会と国家法により保障されてきたことは、すでに述べたとおりである。しかし、結婚により男性と共同生活をするとされた女性は、「ファミリー」においてどこへいつてしまうのであるか。結婚と「ファミリー」はどのような関係にあるのであろうか。それを理解するためには、古代ローマにおける「ファミリア」の法的構成がどのようなものであったかを検討することが有効であると考えられる。ホッブズの「ファミリア」に関する議論は、古代ローマ国家における「ファミリア」に関する法関係を参考にしていたと推測できるか

らである。そしてそのことは、彼の「コモンウェルス」の構造の解明にも関わると思われるからである。これについては、稿を改めて検討を行なうことにしたい。

注

- (1) キャロル・ペイトマン「神は男性を助けるべき者を定めた」『思想』九一〇号(二〇〇〇年四月) 八八頁。
- (2) 本稿において、これら三つの著作を引用した後に示す著作名と頁は、それぞれ次の英文テキストにもとづくものである。
『法学大綱』: Hobbes, *Human Nature and De Corpore Politico* (J. C. A. Gaskin (ed.), Oxford University Press, 2008)
『市民論』: Hobbes, *On the Citizen* (Richard Tuck and Michael Silverthorne (ed.), Cambridge University Press, 1988)
『リヴァイアサン』: Hobbes, *Leviathan* (Richard Tuck (ed.), Cambridge University Press, 1996)
また、引用中の傍線は、すべて筆者による。
- (3) 中村敏子「エデンの楽園」と「リヴァイアサン」『北海学園法学研究』第四七巻第一号(二〇一一年六月)。
- (4) しかしサマーヴィルは、ホッブズが、男女を産み感覚や記憶を与えることは、神的存在の仕事としか考えられないと述べていることを指摘している。J. P. Sommerville, *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context*, Macmillan, 1992, pp.137.
- (5) 代表的な議論は、フィルマーによる聖書に基づく批判である。Robert Filmer, *Observations Concerning the original of Government, upon Mr Hobs Leviathan*, Mr Milton against Salmasius, H. Grotius 'De Jure Belli', in *Patrician and Other Writings*, (J. P. Sommerville (ed.), Cambridge University Press, 1991) pp.187. また、フェョーリストたちからは「子どもが生まれることについての女性の役割が無視されているという批判がある。ペイトマン「神は男性を助けるべき者を定めた」 八八頁。
- (6) そもそも人間の発生についての科学的説明である進化論は、一九世紀になつてからの話である。
- (7) 『リヴァイアサン』においては、「生殖に関しては、神は男性に助け手を与え、常に対等な親として、二人の人間が存在する」と述べる。『リヴァイアサン』一三九頁。
- (8) Filmer, *Observations Concerning the original of Government*, pp.192.
- (9) 国家が成立した西洋の社会では、これを固定化するのが教会によるサクラメントであり、国家法である。
- (10) この点は、のちに「ファミリ」を考察する際に重要な点である。

- (11) Filmer, *Observations Concerning the originall of Government*, pp.192.
- (12) 『市民論』の英訳者による注によれば、ホッブズの使った「拘束 (ligare)」というラテン語は通常肉体を縛るという意味で使われ、「義務 (obligare)」という語は「法的または倫理的に縛られること」を意味するとされる。『市民論』一〇四頁注³⁰。
- (13) また、「不死の神」に対する「可死の神」という概念でもある。『リヴァイアサン』二二〇頁。また、「人工的な永遠の生命 (Artificial Eternity of Life)」を保障するものでもある。『リヴァイアサン』一三五頁。これについては、神の秩序とホッブズの秩序観を比較する論考で詳しく論じたい。
- (14) この 'Patrimonial Kingdom' という言葉は「通常日本語では「家産的王国」または「世襲王国」等と訳されているようであるが、ホッブズの議論の文脈からいえば、「ファミリ」における父権的支配から発展したものをさすので、厳密には「父系的王国」と訳すことが必要だと思われる。ホッブズは『法学大綱』のなかで「paternal」と「patrimonial」を互換的に使っている。『法学大綱』一〇八頁。日本語訳については、本田裕志訳『市民論』（京大出版会、二〇〇八年）一九二頁、関谷昇『近代社会契約説の原理』（東大出版会、二〇〇三年）一一四頁、梅田百合香『ホッブズ 政治と宗教』（名大出版会、二〇〇五年）一八四頁などを参照。
- (15) Howard Warrender (ed.), *Thomas Hobbes, De Cive, The Latin version*, Oxford University Press, 1983, pp.166.
- (16) ホッブズの母権の議論に注目し、反論した例外的人物はフィルマーである。Filmer, *Observations Concerning the originall of Government*, pp.192.
- (17) サムヴィルも同様の見解をとる。Sommerville, *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context*, pp.72.
- (18) 中村敏子「『エデンの楽園』と『リヴァイアサン』」六〇頁。
- (19) 上山安敏「解説 バハオーフェン『母権論』」「母権論序説」（創樹社、一九八九年）二四九頁。
- (20) 翻訳では、大部三冊本である。その内容のほとんどは、神話と古代の歴史の叙述である。バハオーフェン『母権論1・2・3』（みすず書房、一九九一・一九九三・一九九五年）。
- (21) バハオーフェン『母権論序説』八四頁。
- (22) 同書、八一頁。
- (23) 同書、一一九頁。
- (24) 同書、一五〇頁。
- (25) 中村敏子「『エデンの楽園』と『リヴァイアサン』」四三頁。

- (26) ペイトマンは、フィルマーの議論について、「女性は、男性の性的および生殖における力を行使するための、空の容器なのである」と述べる。ペイトマン「神は男性を助けるべき者を定めた」九二頁。
- (27) バハオーフェン『母権論序説』一四九頁。
- (28) 同書、二六一頁。
- (29) ペイトマン「神は男性を助けるべき者を定めた」九五頁、一〇五頁。